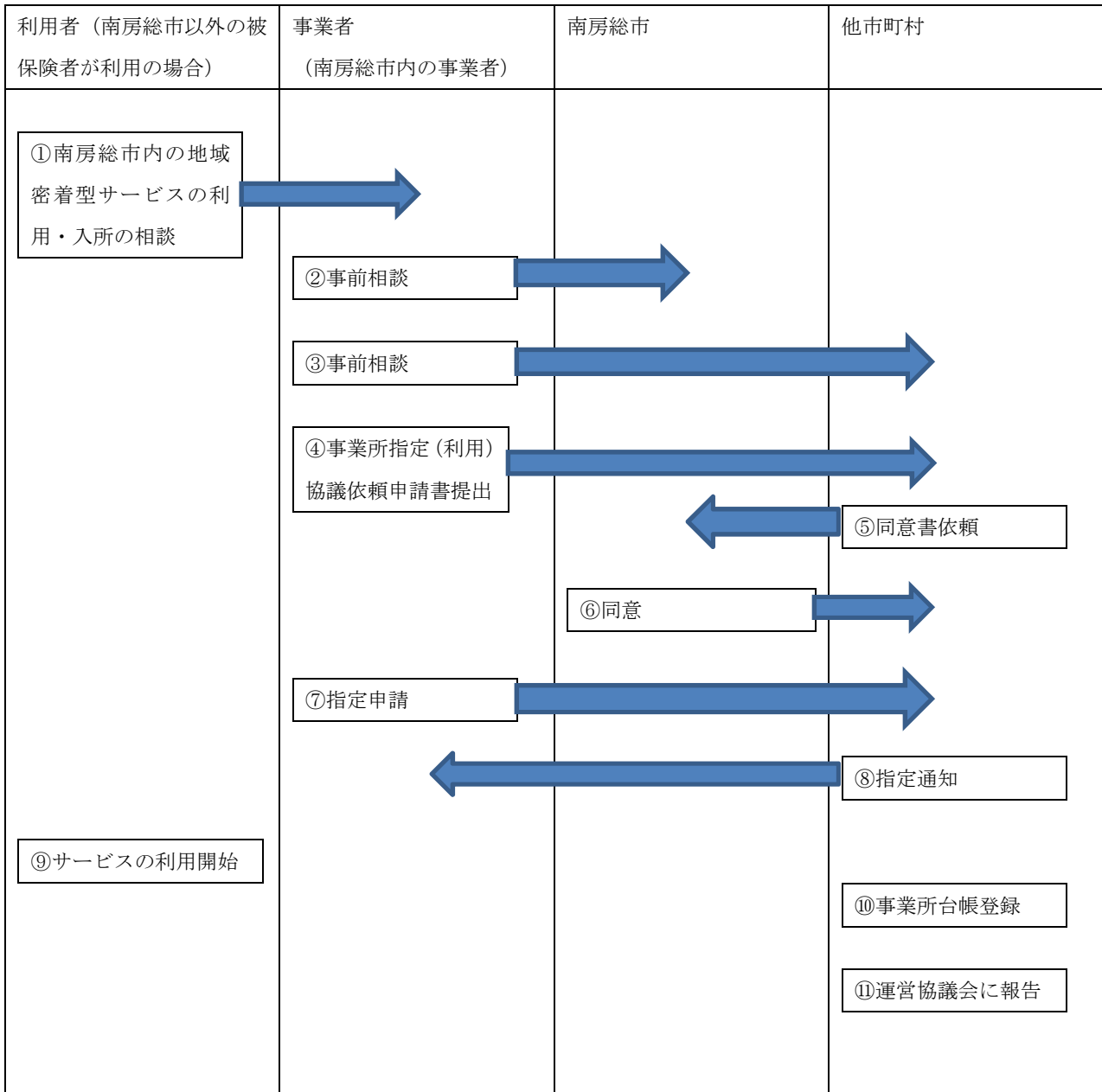


南房総市内の事業所を他市町村が指定する場合（南房総市以外の被保険者が利用の場合）



南房総市の同意をする基準

次の基準のいずれかを満たしていること。

- (1) 他の市町村が当該事業所を指定する方針が固まっている場合で、次に掲げる事項のいずれも満たしていること。
 - ア 他の市町村の利用者の割合は、当該事業所の契約者数の2割以内であること。（みなし指定による利用者を含む。）
 - イ 他の市町村の利用者の住所が、隣接市町であること。
- (2) 市内にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。
- (3) 虐待等の理由の場合。

他市町村の同意基準

他市町村にお問い合わせください。